

○枚方市水道事業給水条例

平成9年12月15日

条例第27号

枚方市水道事業給水条例（昭和33年枚方市条例第17号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第4条―第11条）

第3章 給水（第12条―第22条）

第4章 料金、手数料及び分担金（第23条―第35条）

第5章 雑則

第1節 給水装置の検査等（第36条―第40条）

第2節 貯水槽水道の管理（第41条・第42条）

第3節 布設工事の監督（第43条・第44条）

第4節 水道技術管理者（第45条）

第5節 罰則（第46条・第47条）

第6章 補則（第48条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、枚方市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「給水装置」とは、給水のために配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第3条 給水装置は、次の3種とする。

- （1） 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの
- （2） 共用給水装置 2戸以上又は2箇所以上で共用するもの
- （3） 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(工事の申込み)

第4条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)

第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をしようとする者は、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申込みがあった場合において、必要があると認めるときは、申込者に対し利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

3 工事の申込みを取り消した場合(工事が長期間施行されないときその他管理者が定める場合に限る。)において、損害が生じて、市は、その責めを負わない。

(平12条例2・平12条例43・平22条例36・令6条例22・一部改正)

(新設等の費用負担)

第5条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第6条 給水装置工事は、管理者又は法第16条の2第1項の規定により管理者が指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 管理者が給水装置工事を施行した場合において、前条に規定する費用は、管理者が定めるところにより徴収することができる。

(平12条例2・一部改正)

(貯水槽水道の設置)

第6条の2 給水装置を使用し、又は所有する者は、適正な水の供給のために管理者が必要と認めるときは、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。)を設けなければならない。

(平14条例31・全改)

(給水管及び給水用具の指定)

第7条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするために必要があると認めるときは、配水管への取付

口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（工事費の算出方法）

第8条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- （1） 材料費
- （2） 運搬費
- （3） 労力費
- （4） 道路復旧費
- （5） 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を同項の工事費に加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

（工事費の予納）

第9条 管理者に給水装置工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。ただし、その額がこれに要する費用の実費に満たないときは、還付し、又は追徴しないことができる。

（給水装置所有権の移転の時期）

第10条 管理者が給水装置工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該工事の工事費が完納された時とし、その管理は当該工事の工事費が完納されるまでの間においても工事申込者の責任とする。

（給水装置の変更の工事）

第11条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由により給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第12条 給水は、非常災害、水道施設の損傷その他公益上やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のために損害を生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第13条 水道を使用しようとする者は、管理者が別に定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(代理人の選定)

第14条 給水装置の所有者（以下「所有者」という。）は、管理者が必要であると認めたときは、この条例に定める事項を処理させるために代理人を定め、管理者に届け出なければならない。

(総代人の選定)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、総代人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) 前2号に定める者のほか、管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の総代人が不適当であると認めたときは、変更させることができる。

(同居人等の行為に対する責任)

第16条 水道の使用者（以下「使用者」という。）は、その家族、同居人、使用人その他の従業員等の行為についても、この条例に定める責めを負わなければならない。

(給水量の計量)

第17条 給水量は、市のメーターにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(メーターの設置等)

第18条 メーターは、管理者が給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

2 メーターは、使用者又は総代人若しくは所有者（以下「水道使用者等」という。）に保

管させる。

3 水道使用者等は、善良なる管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

4 水道使用者等は、前項の規定による管理を怠ったためにメーターを亡失し、又はき損した場合は、管理者が定める損害額を弁償しなければならない。

(届出)

第19条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の使用をやめるとき。

(2) 用途を変更するとき。

(3) 消防の演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、管理者に届け出なければならない。

(1) 使用者の氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 使用者又は所有者に変更があったとき。

(3) 消防用として水道を使用したとき。

(4) 代理人又は総代人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(5) 共用給水装置の使用戸数又は使用箇所数に変更があったとき。

(私設消火栓の使用等)

第20条 私設消火栓は、消防又は消防の演習以外に使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、市の職員の立会いを要する。

3 私設消火栓には、市が封をする。

(給水装置の管理)

第21条 水道使用者等は、善良なる管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないように給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、必要があると認めるときは、前項の届出がない場合であっても、修繕その他必要な処置をすることができる。

3 前2項において修繕その他必要な処置に要した費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めるものについては、市においてその費用を負担することができる。

4 第6条第3項の規定は、前項の費用の負担について準用する。

5 第1項の規定による管理を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(平12条例2・一部改正)

(給水装置及び水質の検査)

第22条 管理者は、給水装置又は給水する水の水質について水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を当該請求をした者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要するときは、その実費を徴収する。

第4章 料金、手数料及び分担金

(料金の支払義務)

第23条 水道料金（以下「料金」という。）は、使用者から徴収する。

2 給水装置を使用しない場合であっても、第19条第1項第1号の届出のないときは、料金を徴収する。ただし、天災その他管理者がやむを得ないと認める事由があるときは、この限りでない。

3 共用給水装置によって水道を使用するときの料金は、各使用者が連帯してその納付の義務を負うものとする。

(平12条例2・一部改正)

(料金の額)

第24条 料金は、1月につき、次の各号に掲げる用途の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額(第25条第1項ただし書の規定により2月以上を一括して点検する場合にあっては、同条第2項に規定する使用水量に応じ、当該各号に定めるところにより各月ごとに算定した額)に消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に相当する額（以下「消費税相当額」という。）を加えた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 一般用(次号及び第3号に掲げる用途以外の用途をいう。) 次に掲げる口径(メートルに表示する給水管その他これに準ずるものとして管理者が認めるものの口径をいう。第32条を除き、以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 150ミリメートル以下 1の表に定める基本料金の額に、使用水量及び口径に応じ2の表に定める従量料金の額を加えた額

1 基本料金

口径	25ミリメートル以下	40ミリメートル	50ミリメートル	75ミリメートル	100ミリメートル	150ミリメートル
金額	660円	5,486円	9,957円	27,051円	55,164円	157,319円

2 従量料金（1立方メートルについて）

区分 \ 口径	25ミリメートル以下	40ミリメートル	50ミリメートル	75ミリメートル	100ミリメートル	150ミリメートル
1立方メートルから8立方メートルまでの分	4円	87円	87円	87円	87円	87円
8立方メートルを超え10立方メートルまでの分	105	147	214	246	272	298
10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	118	147	214	246	272	298
20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	141	147	214	246	272	298
30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	179	147	214	246	272	298
50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	249	237	214	246	272	298
100立方メートルを超え200立方メートルまでの分	257	254	235	246	272	298
200立方メートルを超え300立方メートルまでの分	293	256	248	246	272	298
300立方メートルを超え500立方メートルまでの分	293	285	270	255	272	298
500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	335	334	333	300	280	298
1,000立方メートルを超え3,000立方メートルまでの分	335	334	333	332	321	300
3,000立方メートルを超える分	335	334	333	332	327	305

ロ 200ミリメートル以下に定める額を考慮して管理者が別に定める額

(2) 浴場用（枚方市公衆浴場法施行条例（平成25年枚方市条例第32号）第3条第1項第14号に規定する一般公衆浴場の用に使用するものをいう。） 使用水量に応じ次の表

に定める額

区分		金額
基本料金	300立方メートルまで	16,300円
超過料金 (1立方メートルについて)	300立方メートルを超え2,000立方メートルまでの分	72
	2,000立方メートルを超え3,000立方メートルまでの分	90
	3,000立方メートルを超え5,000立方メートルまでの分	130
	5,000立方メートルを超え10,000立方メートルまでの分	180
	10,000立方メートルを超え15,000立方メートルまでの分	240
	15,000立方メートルを超える分	310

(3) 臨時用(工事、興業その他の用に供するために仮設した工作物等において一時的に使用するものをいう。) 使用水量に応じ次の表に定める額

区分		金額
基本料金	5立方メートルまで	1,848円
超過料金 (1立方メートルについて)	5立方メートルを超える分	517

2 前項の規定は、市外に分水するときの料金について準用する。

(平11条例44・平14条例31・平24条例61・平25条例32・令2条例24・令3条例15・一部改正)

(大口需要者に係る料金の額の特例)

第24条の2 前条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれにも該当する使用者の基準水量(次項の規定による申込みの日前の最も近いメーターの点検が行われた日が属する月(第2号において「最終点検月」という。)以前1年間及び令和元年度の各月の使用水量(次条第1項ただし書の規定により2月以上を一括して点検する場合にあっては、同条第2項に規定する使用水量。以下この項において同じ。))のうち最も多いものをいい、当該使用水量が1,000立方メートル未満であるときは、1,000立方メートルとする。以下この項において同じ。)を超える使用水量に係る前条第

1 項第 1 号イの 2 の表に掲げる従量料金の額は、同号イの規定により算出した使用水量に係る従量料金の額から基準水量を使用水量とした場合の従量料金の額を減じた額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とすることができる。

- (1) 次項の規定による申込みの日において、当該水道（前条第 1 項第 1 号に掲げる用途に係るものに限る。）を 1 年以上継続して使用していること。
- (2) 最終点検月以前 10 年間に於いて、当該水道に係る使用水量が 2,000 立方メートル以上である月が 1 以上あること。
- (3) 当該水道の用途が前条第 1 項第 1 号に掲げる用途であつて、その口径が 25 ミリメートルを超えること。
- (4) 当該水道について第 26 条第 2 項又は第 3 項の規定の適用を受けていないこと。
- (5) 令和 3 年 4 月 1 日以後に地下水等利用専用水道（法第 3 条第 6 項に規定する専用水道のうち、市の水道から供給を受ける水のみを水源とする同項に規定する専用水道以外のものをいう。以下この号において同じ。）の使用を開始した者にあつては、当該地下水等利用専用水道の使用をやめた日から 1 年を経過していること。
- (6) 料金及び下水道に係る使用料を滞納していないこと。
- (7) 国及び普通地方公共団体でないこと。
- (8) 当該申込みの日前 1 年以内に、当該水道についてこの項の規定の適用を受けていないこと。

2 前項の規定の適用を受けようとする使用者は、別に定めるところにより、管理者に申し込み、その承認を得なければならない。

3 管理者は、第 1 項の規定の適用を受ける使用者が同項各号に掲げる要件に該当しなくなったときその他管理者が別に定める要件に該当することとなつたときは、同項の規定の適用を除外することができる。

4 第 1 項の規定は、第 2 項の規定による承認の日以後最も近いメーターの点検が行われた日の属する月の翌月以後の月分から、管理者が第 1 項の規定の適用の終了を決定した日以前最も近いメーターの点検が行われた日が属する月の月分までの料金の算定に適用する。

5 第 27 条第 1 項本文に規定する場合において、第 1 項の規定により従量料金の額を算定するときは、同条第 1 項の規定により算定した従量料金の額を基準に算定するものとする。

（令 3 条例 15 ・ 追加）

（料金の算定）

第25条 料金は、定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ、管理者が定めた日をいう。

以下同じ。）にメーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、管理者が必要があると認めるときは、2月以上一括し、又は定例日以外の日に点検を行い、その日まで分の料金を算定することができる。

2 前項ただし書の規定により2月以上一括して点検する場合の各月の使用水量は、均等とみなす。

（平28条例15・一部改正）

（使用水量の認定等）

第26条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- （1）メーターに異常があったとき。
- （2）料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- （3）使用水量が不明のとき。

2 管理者は、共用給水装置に係る各戸又は各箇所の口径が確認できないときは、別に定めるところにより、口径を認定する。

3 管理者は、第24条第1項第1号に掲げる用途に係る料金を算定する場合において、水道の使用の状況により必要があると認めるときは、別に定めるところにより、他の口径の区分を適用することができる。

4 共用給水装置による各戸及び各箇所の使用水量は、均等とみなす。ただし、管理者が必要があると認めるときは、各戸及び各箇所の使用水量を認定することができる。

（平28条例15・令2条例24・一部改正）

（特別な場合における料金の算定）

第27条 料金算定の基準となる月の中途において、使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に消費税相当額を加えた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、これにより難い事情があるときは、管理者が定めるところによる。

- （1）使用日数が15日以内であるとき 次に定める額の合算額（口径が200ミリメートルの場合にあっては、当該合算額を考慮して管理者が別に定める額）

イ 基本料金 第24条第1項第1号イの1の表に定める基本料金の金額の2分の1に相当する額又は同項第2号若しくは第3号の表に掲げる基本料金の使用水量区分の使用水量の2分の1の水量まで、それぞれの表に定める金額の2分の1に相当する額（そ

の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

ロ 従量料金又は超過料金 第24条第1項第1号イの2の表又は同項第2号若しくは第3号の表に掲げる従量料金又は超過料金の使用水量区分の水量を2分の1としてそれぞれの表に定めるところにより算定した額

(2) 使用日数が15日を超えるとき 1月とみなして第24条第1項の規定により算定した額

2 月の中途において用途又は口径に変更があったときの料金は、その使用日数の多い用途又は口径を基に算定するものとする。ただし、使用日数が等しいときは、新しい用途又は口径を基に算定するものとする。

(平24条例61・令2条例24・令3条例15・一部改正)

第28条 削除

(平27条例55)

(用途その他の認定)

第29条 用途その他料金算定基準の届出が事実と相違するときは、管理者がこれを認定する。

(料金の徴収方法)

第30条 料金は、納入通知書に基づく払込み又は金融機関による口座振替の方法により、毎月又は2月以上一括して徴収する。ただし、管理者が必要があると認めるときは、その他の方法により徴収することができる。

2 水道の使用をやめたときは、その都度、料金を徴収する。

3 第1項の料金の納期限は、管理者が別に定める。

(平14条例31・一部改正)

(納付後の料金の増減)

第31条 料金の納付後、納付すべき額との間に過不足が生じたときは、その差額を追徴し、又は還付する。この場合において、当該追徴又は還付は、次回の徴収の料金で精算することができる。

(手数料)

第32条 手数料は、次の各号の区分により給水装置工事の申込者(第1号に係る手数料にあっては、第6条第1項の指定又は法第25条の3の2第1項の指定の更新を受けようとする者)から徴収する。ただし、特別の費用を必要とするときは、その実費を徴収する。

(1) 第6条第1項の指定又は法第25条の3の2第1項の指定の更新の申請に対する審査 1件につき5,000円

(2) 管理者が施行する工事の設計

給水管の最大口径 種別	13ミリメートルまでのもの	13ミリメートルを超え20ミリメートルまでのもの	20ミリメートルを超え25ミリメートルまでのもの	25ミリメートルを超え40ミリメートルまでのもの	40ミリメートルを超え50ミリメートルまでのもの	50ミリメートルを超え75ミリメートルまでのもの	75ミリメートルを超えるもの
新設設計手数料 1工事につき	3,000円	4,000円	5,000円	10,000円	20,000円	50,000円	100,000円
改造設計手数料 1工事につき	350	400	450	550	700	1,300	1,800
改造により口径差が生じた場合は、新設とみなし、その差額を徴収する。							

(3) 第6条第2項の設計審査（使用材料の確認を含む。）

給水管の最大口径 種別	13ミリメートルまでのもの	13ミリメートルを超え20ミリメートルまでのもの	20ミリメートルを超え25ミリメートルまでのもの	25ミリメートルを超え40ミリメートルまでのもの	40ミリメートルを超え50ミリメートルまでのもの	50ミリメートルを超え75ミリメートルまでのもの	75ミリメートルを超えるもの
新設設計審査手数料 1工事につき	2,500円	3,500円	4,500円	9,000円	18,000円	45,500円	90,000円
改造設計審査手数料 1工事につき	300	350	400	500	600	1,200	1,500

改造により口径差が生じた場合は、新設とみなし、その差額を徴収する。

(4) 第6条第2項の工事検査

イ 新設工事検査手数料（第35条に規定するものを除く。） 1 工事につき1,100円

ロ 改造撤去工事検査手数料（第35条に規定するものを除く。） 1 工事につき450円

2 第37条第2項ただし書の規定による確認を行う場合においては、前項第3号及び第4号の規定を準用し、手数料を徴収する。ただし、特別の費用を必要とするときは、その実費を徴収する。

3 前2項の手数料は、還付しない。ただし、管理者が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

4 第1項及び第2項の手数料の徴収方法については、管理者が別に定める。

（平11条例44・平12条例2・平22条例36・令元条例29・一部改正）

（料金、手数料等の軽減又は免除）

第33条 管理者は、特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

（分担金）

第34条 分担金は、給水装置の新設又は増径工事の申込者から次の表に掲げる口径の区分に応じ、同表に定める額に消費税相当額を加えた額を徴収する。ただし、増径工事の申込者から徴収する分担金の額は、増径後の口径に係る分担金の額と増径前の口径に係る分担金の額の差額とする。

口径	分担金の額
20ミリメートル以下	145,600円
25ミリメートル	242,800
40ミリメートル	776,600
50ミリメートル	1,262,200
75ミリメートル	3,398,000
100ミリメートル	6,796,200
150ミリメートル	18,446,600
200ミリメートル	40,000,000円以内で、管理者が別に定める額

2 1個のメーターによって2戸以上の独立した住居、店舗、事務所又はその他の施設に給水する共用給水装置（受水槽を設ける場合を含む。）に係る分担金は、当該共用給水装置の各戸で各戸給水管と同一口径の給水装置の新設又は増径工事が施行されるものとみな

して、各戸ごとに計算した額に消費税相当額を加えた額の合計額を徴収する。

3 分担金については、前条の規定は、適用しない。ただし、市が行う下水道の普及に伴ってなされる一般家庭の給水装置の増径工事については、分担金の徴収を免除する。

4 新設し、又は増径しようとする給水装置が、一時的な使用に供する仮設のものであるときは、本条の規定は、適用しない。

5 既納の分担金は、還付しない。ただし、管理者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

6 前各項の分担金の徴収方法等については、管理者が別に定める。

(平12条例2・平22条例36・平24条例61・令2条例24・令3条例15・一部改正)

(配水管が施設されていない箇所への給水管の施設に係る費用等)

第35条 給水装置の新設工事のために配水管が施設されていない箇所の公道又は私道に給水管を施設する場合の費用等に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

2 前項に係る工事の設計審査手数料は、第32条第1項第3号の規定を適用する。

3 第1項に係る工事検査手数料は、設計金額の100分の2に相当する額とする。

(平22条例36・一部改正)

第5章 雑則

第1節 給水装置の検査等

(平14条例31・節名追加)

(給水装置の検査等)

第36条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

2 使用者又は所有者が前項の措置をしないときは、管理者がこれを行うことができる。

3 前項に要する費用は、使用者又は所有者の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第37条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準（以下「基準」という。）に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置を基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する

る給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

(平12条例43・平22条例36・平24条例59・令元条例29・令6条例22・一部改正)

(給水の停止)

第38条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 使用者が第8条の工事費、第21条第3項の費用、料金、手数料又は分担金を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 正当な理由がなく、使用者が第25条の規定によるメーターの点検又は第36条の規定による検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓と汚染のおそれのある器物又は施設とを連絡して使用する場合において、警告を発しても、これを改めないとき。

(平22条例36・一部改正)

(給水の中止)

第39条 管理者は、30日以上給水装置を使用していないと認めるときは、使用者又は所有者の届出がなくても給水の中止することができる。

(給水装置の切離し)

第40条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 所有者が60日以上所在が不明であり、かつ、給水装置の使用者がないと認めたとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態であり、かつ、将来にわたって使用する見込みがないと認めたとき。

第2節 貯水槽水道の管理

(平14条例31・追加)

(管理者の責務)

第41条 管理者は、貯水槽水道の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(平14条例31・追加)

(設置者の責務)

第42条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けるよう努めなければならない。

(平14条例31・追加)

第3節 布設工事の監督

(平24条例59・追加)

(布設工事監督者を置く水道の布設工事)

第43条 法第12条第1項の条例で定める水道の布設工事は、法第3条第10項に規定する水道の布設工事とする。

(平24条例59・追加)

(布設工事監督者の資格)

第44条 法第12条第2項の条例で定める資格は、令第5条第1項に定めるとおりとする。

(平24条例59・追加、令元条例29・一部改正)

第4節 水道技術管理者

(平24条例59・追加)

第45条 法第19条第3項の条例で定める資格は、令第7条第1項に定めるとおりとする。

(平24条例59・追加、令元条例29・一部改正)

第5節 罰則

(平14条例31・節名追加、平24条例59・旧第3節繰下)

(過料)

第46条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、50,000円以下の過料に処する。

- (1) 第4条の承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をした者
- (2) 第13条の承認を受けないで水道を使用した者
- (3) 正当な理由がなく、第18条第1項の規定によるメーターの設置、第25条の規定によるメーターの点検、第36条の規定による検査又は第38条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者

- (4) 第21条第1項の規定による給水装置の管理を著しく怠った者
- (5) 料金、手数料又は分担金の徴収を免れようとして詐欺その他不正な行為をした者
- (6) 給水を濫用し、又は管理者の許可を受けないでこれを販売した者

(平12条例2・平12条例43・一部改正、平14条例31・旧第41条繰下、平22条例36・一部改正、平24条例59・旧第43条繰下、令6条例22・一部改正)

第47条 市長は、詐欺その他不正の行為によって料金、手数料又は分担金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料に処する。

(平12条例2・一部改正、平14条例31・旧第42条繰下、平22条例36・一部改正、平24条例59・旧第44条繰下)

第6章 補則

(委任)

第48条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(平14条例31・旧第43条繰下、平24条例59・旧第45条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に改正前の枚方市水道事業給水条例の規定によりなされた承認、検査、処分その他の行為又は申込み、届出その他の手続は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(枚方市下水道条例の一部改正)

- 3 枚方市下水道条例(昭和51年枚方市条例第27号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 [平成11年12月24日条例第44号]

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正後の枚方市水道事業給水条例(以下「新条例」という。)第24条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る水道料金(以下「料金」という。)について適用し、施行日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、料金の算定の基準となる水道の使用期間(以下「算定期間」

という。)が施行日の前後にまたがるときの料金は、次の算式により算定した額とする。

算式

$$A \times (a) \div (a+b) + B \times (b) \div (a+b)$$

算式の符号

A 算定期間の使用水量について新条例の規定により算定した料金の額

B 算定期間の使用水量について改正前の枚方市水道事業給水条例の規定により算定した料金の額

a 算定期間における施行日以後の使用日数

b 算定期間における施行日前の使用日数

- 4 新条例第32条第1項の規定は、施行日以後に申込みがあった給水装置工事の設計審査及び工事検査並びに新条例第35条第1項の工事に係る手数料並びに施行日以後に行った新条例第37条第2項ただし書の規定による確認に係る手数料について適用し、施行日前に申込みがあった給水装置工事の設計審査及び工事検査並びに新条例第35条第1項の工事に係る手数料並びに施行日前に行った新条例第37条第2項ただし書の規定による確認に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則〔平成12年3月24日条例第2号〕

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔平成12年12月18日条例第43号〕

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則〔平成14年12月16日条例第31号〕

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第24条第1項の表の改正規定(浴場用の項に係る部分に限る。)は、平成15年7月1日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下この項及び次項において同じ。)による改正後の枚方市水道事業給水条例(次項において「新条例」という。)第24条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後の使用に係る水道料金(以下「料金」という。)について適用し、施行日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、料金の算定の基準となる水道の使用期間(以下「算定期間」という。)が施行日の前後にまたがる場合における料金は、次の算式により算定した額とする。

算式

$$A \times (a / (a+b)) + B \times (b / (a+b))$$

算式の符号

A 算定期間の使用水量について新条例の規定により算定した料金の額

B 算定期間の使用水量についてこの条例による改正前の枚方市水道事業給水条例の規定により算定した料金の額

a 算定期間における施行日以後の使用日数

b 算定期間における施行日前の使用日数

- 4 算定期間がこの条例（第1項ただし書に規定する改正規定に限る。）の施行の日の前後にまたがる場合における浴場用の料金の算定については、前2項の規定の例による。

附 則〔平成18年3月13日条例第16号〕

- 1 この条例は、平成18年6月1日から施行する。ただし、第33条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第28条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る申込みについて適用し、同日前の使用に係る申込みについては、なお従前の例による。

附 則〔平成22年12月9日条例第36号〕

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例の施行の日前に改正前のそれぞれの条例の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、改正後のそれぞれの条例の相当規定によってなされたものとみなす。
- 3 第8条の規定による改正後の枚方市水道事業給水条例第32条第1項第1号の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る指定について適用する。

附 則〔平成24年12月10日条例第59号〕

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則〔平成24年12月25日条例第61号抄〕

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。
- （経過措置）
- 4 第2条の規定による改正後の枚方市水道事業給水条例（以下「新給水条例」という。）第24条第1項の規定は、施行日以後の水道の使用に係る水道料金（以下「料金」という。）

について適用し、施行日前の料金については、なお従前の例による。

- 5 前項の規定にかかわらず、料金の算定の基準となる当該水道の使用の期間（以下この項において「算定期間」という。）が施行日の前後にまたがるときの料金は、次の算式により算定した額とする。

算式

$$A \times \frac{a}{a+b} + B \times \frac{b}{a+b}$$

算式の符号

A 算定期間の使用水量について新給水条例の規定により算定した料金の額

B 算定期間の使用水量について第2条の規定による改正前の枚方市水道事業給水条例の規定により算定した料金の額

a 算定期間における施行日以後の使用日数

b 算定期間における施行日前の使用日数

附 則〔平成25年12月9日条例第32号抄〕

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則〔平成27年12月14日条例第55号〕

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の日前に臨時使用の承認を受けた者については、なお従前の例による。

附 則〔平成28年3月14日条例第15号〕

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則〔平成29年9月13日条例第35号抄〕

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則〔令和元年10月11日条例第29号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔令和2年3月10日条例第24号抄〕

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（令2条例44・一部改正）

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の枚方市水道事業給水条例（以下「新給水条例」という。）

第24条、第26条及び第27条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の水道の使用に係る水道料金（以下「料金」という。）について適用し、施行日前の料金については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、料金の算定の基準となる当該水道の使用の期間（以下この項において「算定期間」という。）が施行日の前後にまたがるときの料金は、次の算式により算定した額とする。

算式

$$A \times \frac{a}{a + b} + B \times \frac{b}{a + b}$$

算式の符号

A 算定期間の使用状況に応じて新給水条例の規定により算定した料金の額

B 算定期間の使用状況に応じて第1条の規定による改正前の枚方市水道事業給水条例の規定により算定した料金の額

a 算定期間における施行日以後の使用日数

b 算定期間における施行日前の使用日数

附 則〔令和2年6月17日条例第44号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔令和3年3月15日条例第15号〕

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則〔令和6年3月7日条例第22号〕

この条例は、令和6年4月1日から施行する。